

滋 医 福 第 2 1 2 1 号
令和 3 年（2021 年）9 月 10 日

介護支援専門員（特例措置対象者） 各位

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
（ 公 印 省 略 ）

介護支援専門員資格の有効期間の特例措置の変更について（通知）

平素は、本県の医療福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる介護支援専門員資格の特例措置については、「介護支援専門員資格の有効期間の特例措置について（通知）」（令和 2 年 6 月 12 日付滋医福第 1248 号）でお知らせしているところです。

この度、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、下記の通り特例措置の期間を変更することとしましたので、お知らせします。

なお、この取扱いは、法定研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員が資格を喪失しないための臨時的な措置であり、研修が受講可能な場合は速やかに受講いただくとともに、研修を修了された場合は速やかに証の更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、今後も感染拡大が懸念されていることから、現在実施しております研修についても、実施方法の変更もしくは延期または中止となる場合がございます。研修の実施については、随時、滋賀県および研修実施機関のホームページに掲載いたしますので、お手数ですがご確認いただきますようお願いいたします。

記

（変更前）

令和 2 年 6 月 9 日から令和 5 年 3 月 31 日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える者については、本来の有効期間満了日の翌日から 1 年間は資格を喪失しない。



（変更後）

令和 2 年 6 月 9 日から令和 5 年 3 月 31 日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える者については、本来の有効期間満了日の翌日から 2 年間は資格を喪失しない。

ただし、やむを得ない事情により、更新に必要な研修の修了が困難な場合は、研修修了までの間、資格を喪失しない。

※ 主任介護支援専門員資格については、現時点で主任介護支援専門員更新研修を実施する予定であることから特例措置には含みません。ただし、今後、新型コロナウイルス感染症の流行等により研修の開催に変更が生じる等やむを得ない事態が発生した場合は、別途、主任介護支援専門員資格の取扱いについて通知します。

<特例措置に伴う介護支援専門員証の取扱い>

特例措置に伴う介護支援専門員証の再交付は行わない。特例措置の対象者は、特例措置の期間、現在の介護支援専門員証を使用し、業務に従事できることとする。

なお、特例措置の期間中に、市町等から介護支援専門員証の状況を照会される場合は、本通知を併せて提示すること。

○ 滋賀県ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/306759.html>

(県民の方>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護>注目情報「介護支援専門員について」)

○ 滋賀県社会福祉協議会ホームページ (主任更新研修以外)

<https://shiga-sfk.jp/>

○ 滋賀県介護支援専門員連絡協議会ホームページ (主任更新研修)

<http://shiga-caremana.jp/>

| |
|---|
| 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係 TEL : 077-528-3597 / FAX : 077-528-4851 |
|---|